

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人馬橋隆二の上告趣意第一は、違憲（三一条、三四条違反）をいうが、実質は単なる法令違反の主張であり（なお、原判決の罪となるべき事実の記載には、措辞に妥当を欠く点があるが、全体としてみると、被告人の過失行為によつて、Aほか一名が負傷し、Bほか一名が死亡したと判示されたものと認められる。）、同第二のうち、昭和三五年四月一五日第二小法廷決定の判例違反をいう点は、原判示に沿わない事実関係を前提とするものであり、その余は、引用の判例が、いずれも事案を異にし本件に適切でなく、同第三は、単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年二月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	松	田	二	郎
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一郎